

オンライン文化活動応援事業の利用規約 誓約書 兼 同意書

1 本事業を利用するにあたり、利用者は以下の事項を遵守すること。

- ① パソコン等の貸し出し機材については、「機材操作マニュアル」を確認の上、適切に使用すること。
- ② 電子メールや記録媒体（USB メモリ）等を介して、パソコンがコンピュータウイルスに感染することのないよう事前にファイルのウイルススキャンを行うなど必要な予防措置を講じること。
- ③ インターネットのサービスやアプリケーション等を利用するために、利用者の個人アカウントでログインした場合は、利用終了後に必ずログアウトすること。
- ④ 利用者個人が持ち込んだデータ、または当日作成したデータ等を一時的にパソコンに保存した場合は、必ず削除すること
- ⑤ 動画の配信等を行う場合等、利用者本人及び第3者の個人情報等の扱いには十分に注意すること。
- ⑥ 利用者は、利用者登録申請後発行されたIDを適切に管理・保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡等をしてはならないこと。

2 以下に示す禁止行為は絶対に行わないこと。

- ① 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
- ② 新潟市、本事業の他の利用者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- ③ ソフトウェアのインストール
- ④ アプリケーション（有償・無償を問わず）や動画・音楽等のダウンロード
- ⑤ 活動と関係のない不要なサイトの閲覧
- ⑥ 政治活動や宗教活動の普及につながると考えられる活動及び動画の撮影やその情報（動画・音声等）の配信
- ⑦ 公序良俗に違反する内容の活動及び動画の撮影やその情報（動画・音声等）の配信
- ⑧ 本事業のネットワークや機材等に過度な負荷をかける行為
- ⑨ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められる行為
- ⑩ その他、文化芸術活動に関係しない行為

2-1 上記2⑨の事項について、新潟市が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部へ照会がなされることに同意し、当該照会に関する役員等の名簿（役職名、氏名、住所、生年月日の一覧表）の提出を求められた場合は指定された期日までに提出すること。

3 利用者は、本事業利用中または利用後に以下の事項が生じた場合、直ちにりゅーとびあ1階事務室の受付窓口連絡するとともに、必要に応じて「機材操作マニュアル」に示す適切な措置を講じること。

- ① パソコン等利用機材が故障・破損した場合
- ② パソコンがコンピュータウイルスに感染した場合
- ③ 第3者との間にトラブルが生じた場合

※トラブルについては、自己の責任で解決することとします。新潟市及び（公財）新潟市芸術文化振興財団は一切関与いたしません。

- 4 1～3において、利用者に著しい瑕疵があった場合で、機器等の復旧等に係る損害が生じた場合については、利用者が負担することとする。また、利用者個人に生じた損害やトラブル等についても新潟市は一切の責任を負わないこととする。
- 5 利用者は、本事業を利用するにあたって、以下の事項について、予め理解した上で利用すること。
- ① 本事業は希望する利用内容の全てに対応・保証できるものではないこと。
 - ② インターネットの通信環境等により、動画通信等に乱れや遅れが生じることがあること。
 - ③ 機材は、不特定多数の方が利用するため、何らかのトラブルが生じ、当日使用できない可能性があること。(事前に機材のトラブルが確認された場合、予め利用者の方に連絡をします。)
 - ④ 機材操作マニュアルに記載されている内容以外の問い合わせ等については新潟市及びりゅーとぴあの担当者は対応できないこと。
 - ⑤ 地震・落雷等の自然災害により利用を停止する場合があること。
 - ⑥ 本事業を利用して行う、全ての活動については、利用者の責任において行うこと。
 - ⑦ 活動を行う上で生じたトラブル等については、利用者が自己の責任において解決することとし、新潟市は一切の責任を負わないものとする。
- 6 新潟市が必要と認めた場合は、本規約の内容を変更できるものとします。本規約を変更する場合は、ホームページ上で周知するとともに、登録者に通知します。

「オンライン文化活動応援事業」の機材・会場を使用にあたり、上記事項に誓約及び同意いたします。

令和 年 月 日

新潟市長 様

[法人・団体にあたっては所在地]

住所

[法人・団体にあたっては名称及び代表者の氏名]

署名(自署)

㊟

※本人の自署の場合は、押印の省略可

生年月日 (T・S・H) 年 月 日

*新潟市では新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団当ではない旨の誓約をお願いしています。

*上記に記載された個人情報については、本事業の事務及び暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。